

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第 37 条に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項はつぎのとおりです。

1、事業者の概要（介護保険事業を行う法人全体の説明）

事業者の名称	医療法人 青藍会
主たる事業所の所在地	茨城県水戸市酒門町 275-3
代表者氏名	理事長 小林 正貴
電話番号	029-304-0111

2、事業所の概要（事業所についてのご説明）

事業所の名称	デイケアセンターせいらん
指定番号	0870106994
所在地	茨城県水戸市酒門町 268 番の 1
電話番号	029-350-8500

3、事業所の目的と運営方針

事業の目的	要支援・要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。
運営の方針	利用者の心身機能の維持回復を図り、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。また、関係機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4、利用定員

(介護予防)

通所リハビリテーションの利用定員は 30 名と定めています。

5、事業所の職員体制

(介護予防) 通所リハビリテーションの従業者の職種及び員数は次の通りとなり、必要職については法令の定める通りです

職 種	人 員
管理者	1 名
医師	1 名以上
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	1 名以上
看護職員	2 名以上
支援相談員	1 名
介護職員	2 名以上
管理栄養士	1 名
事務職員	1 名以上

6、営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土	休業日	年末年始(12 月 31 日～1 月 3 日)
営業時間	9：30 ～ 16：00		

7、対象者

介護保険被保険者証をお持ちで、要支援 1・2、要介護 1～5 に認定された方

8、利用料：総単位数×地域単価×1 割（または 2 割・3 割）＝自己負担額

【地域単価は 1 単位＝10.55 円（5 級地）】

① 利用料金 *料金表は別紙参照

② 交通費 通常のサービス実施地域 事業所から半径 15 km 圏内とします。

(水戸市 ひたちなか市一部 茨城町一部 大洗町一部 那珂市一部)

通常のサービス実施地域を越えて行う送迎の交通費は、その実費を徴収いたします。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収いたします。

実施地域を越えてから、1 km あたり 10 円+消費税の往復分

③ その他（保険外利用分）

レクリエーション材料費、行事費はお知らせしたうえで、別途頂くことがあります。

④ 支払い方法

(1)前月の利用分の請求書を、翌月 10 日以降に発行し、郵送いたします。

(2)当月中にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

(※領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください)

(3)お支払い方法は、原則口座引き落としでお願いします。

(4)お支払いが滞った場合は、保証人への請求をさせていただきます。

9、(介護予防) 通所リハビリテーションサービス

- ① 当事業所では、通所リハビリテーションサービスの提供にあたる医師などの従業者が、診療又は運動機能検査等をもとに、協同して利用者の心身の状況、御希望及びその置かれている環境にあわせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した通所リハビリテーション計画を作成します。
- ② この通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。
- ③ このサービスの提供にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となる事の予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ④ サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすい用に説明します。
- ⑤ サービスの提供にあたっては、常に病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、適切なサービスを提供するように致します。
- ⑥ 当事業所では、個別リハビリテーションを行う際には、担当の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が話し合いリハビリテーション実施計画を作成します。
- ⑦ このリハビリテーション実施計画は、居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に沿って作成するものとします。

10、非常災害対策

- ① 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また、条坊法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。
- ② 防火管理者には、事業所管理者とは別に定めます。
- ③ 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- ④ 非常災害用の設備点検は、契約保守事業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- ⑤ 非常災害設備は、常に有効に保持するように努めます。
- ⑥ 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - (一) 防火教育及び防火訓練(消化・通報・避難)・・・年1回以上
 - (二) 非常災害設備の使用方法的徹底・・・随時
- ⑦ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて体制を取ります。

11、事故発生時の対応

(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに併設(連携)医療機関への受診等の必要な措置を講じ、保証人等のご家族へ連絡します。また必要に応じ、その他の医療機関等への受診を行う場合もあります。事故についての検証は「事故発生防止委員会」が行い、経過・原因究明・今後の対策を検討し、必要に応じ防止に向けた対応を行います。

1 2、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針の整備をしています。
- ③ 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を実施しています。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定しています。

1 3、身体拘束について

事業者は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命・身体を保護するため、緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録します。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 従業者の対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施しています。

1 4、業務継続計画の策定等

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、該当業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとします。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 5、施設の利用にあたっての留意事項

当施設の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・喫煙について・・・全館禁煙
- ・火気の取り扱いについて・・・ライター・マッチ等は持ち込み禁止
- ・設備・備品の利用は、本来の用途に従って利用すること。これに反した利用による破損等の際、利用者に弁償義務が生じる場合があります。
- ・所持品・備品等の持ち込みについて・・・管理は利用者の責務とします
- ・金銭・貴重品の管理について・・・多額の金銭や高額な貴金属は持ち込み禁止とする。その他は原則として利用者管理とし、施設での管理は行いません。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止です。
- ・差し入れについて・・・食べ物・飲み物何れも原則として禁止。

16、苦情相談窓口

当事業所では、ご利用者様からの相談や苦情に対して、下記のような体制で対応いたします。
何かありましたら、先ず苦情担当者にご一報願います。

担当	役割	担当者及び連絡先
苦情受付担当者	苦情の受付、確認	生井 慎也 電話 029-350-8500 FAX 029-350-8501 対応時間（月）～（金）8：30～17：00

行政機関、その他苦情受付機関

役所名	担当課	連絡先
水戸市役所	介護保険課	所在地：水戸市中央 1-4-1 電話：029-224-1111
ひたちなか市役所	介護保険課	所在地：ひたちなか市東石川 2-10-1 電話：029-273-0111
那珂市役所	介護長寿課	所在地：那珂市福田 1895-5 電話：029-298-1111
茨城町役場	地域包括センター	所在地：東茨城郡茨城町小堤 1037-1 電話：029-292-8577
大洗町役場	福祉課 介護保険係	所在地：東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275 電話：029-267-5111
茨城県国民健康 保険団体連合会	介護保険課 介護保険苦情相談室	所在地：水戸市笠原町 978-26 市町村会館 3 階 電話：029-301-1565 FAX：029-301-1579

17、協力医療機関

利用者の主治医又は事業所医への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関名	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	名称	大場内科クリニック
	所在地	水戸市酒門町 275-3
	電話番号	029-304-0111
協力医療機関	名称	済生会病院
	所在地	水戸市双葉台 3 丁目 3 - 1 0
	電話番号	029-254-5151
協力医療機関	名称	国立病院機構水戸市医療センター
	所在地	東茨城郡茨城町桜の郷 2 8 0
	電話番号	029-240-77113
協力医療機関	名称	水戸協同病院
	所在地	水戸市宮町 3 丁目 2 - 7
	電話番号	029-231-2371
協力医療機関	名称	のぐち歯科医院
	所在地	水戸市城南 2 - 5 - 4 0
	電話番号	029-226-5666

緊急連絡先	①	氏 名	(続柄)
		日中連絡先	
	②	氏 名	(続柄)
		日中連絡先	

この重要事項説明書は、説明と同意の確認のために 2 通作成し、利用者と事業者が各々署名をして 1 通ずつ保有します。利用期間中はいつでも確認出来るところでの保管をお願いいたします。

個人情報取り扱い同意書

<個人情報の利用目的>

大場内科クリニックでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔内部での利用目的〕

- ・当事業者が利用者等に提供するサービス
- ・介護保険事務
- ・サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- ・当事業者が利用者等に提供するサービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業者の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業者の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
 - －施設・資格認定機関への情報提供

※上記のうち、他の介護・医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。

※お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

※同意した場合であっても後からいつでも撤回・変更等を行うことが可能です。

＜写真使用についてのご案内＞

医療法人青藍会 デイケアセンターせいらんの事業紹介や、デイケアセンターせいらんの取り組みを紹介する用途に限り、事業所内で撮影いたしましたご利用者様の映像・写真を使用させていただく場合がございます。ご理解・ご協力をいただければ幸いです。

下記□どちらかチェックをお願いいたします。

※その他の理由で使用する場合は、別途お知らせし、了解をいただくものとします。

肖像権使用同意書

私の肖像などを撮影した写真・映像を使用することを、理解して同意します。この同意により、私本人または第三者から、クレームなどの異議申し立てが一切なされないことを保証します。

— 記 —

- ・デイケアセンター せいらん の、ホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌などに、使用されることに同意します。
- ・使用した広告・映像・印刷物・商品などについて、使用されたことによる金銭的対価を求めないことに同意します。

上記の件について

☐ 同意しません

☐ 同意します

サービス利用に関する同意書及び説明書

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）ご利用時に、より良いサービスをご提供させていただくにあたり、ご利用者様ならびにご家族様に下記内容につきましてのご理解、ご協力をお願いいたします。

<リハビリテーション>

1. リハビリテーションマネジメント加算は、利用者毎に行われるケアマネジメントであり、原則通所リハビリテーションを利用の際には毎月加算の対象となり、体調不良等ご本人の都合で実施しなかった場合も加算の対象となります。
サービス開始の前に日常生活動作の調査を行い、サービス計画を立て、リハビリを実施します。リハビリを実施する中で、日常生活動作の評価、改善をし、在宅生活における能力向上を目指します。
2. 病院等で、リハビリテーションを受けてこられた方については、病院から情報を頂く場合がありますが、病院等と、こちらで提供するリハビリテーションが必ずしも同じではありません。
3. リハビリテーション実施時間については、以下のとおりとなります。
退院、退所後または申請日から3ヶ月以内は、短期集中個別リハビリテーションとして、1日40分を、3ヶ月超からは1日20分程度の提供となります。ただし、身体状況により時間の増減がある場合があります。
4. 利用日当日において、本人の体調不良や意志によりリハビリテーションを実施できない場合もございます。
5. 身体機能等の変化により療法士が必要と判断した場合、自宅を訪問し日常生活動作の再評価のもとリハビリテーション実施計画書の見直しを行います。なお、ご本人ご家族からのお申し出に対しても対応していきます。
6. 介護予防の方は、月1回の評価を担当療法士が実施いたしますが、通常のプログラムは、療法士指導のもと、個別のメニューを行って頂きます。なお、身体状況等によりこの限りではありません。

<送迎>

1. 送迎は原則として、玄関までのお迎え、お送りをいたします。身体的あるいは環境的な諸事情がある場合には、ご本人様、ご家族様とご相談の上、当事業所でご提供できる範囲内での送迎サービスをご提供させていただきます。その場合には、サービス計画書の備考欄に内容等を記載いたします。
2. 季節による気温の変化が身体に様々な影響を及ぼします。お待ちいただく際には、ご自宅の中で待機いただくようお願いいたします。
3. お迎えの時間を、書面あるいは電話でご連絡させていただきます。交通事情や特段の事情等で予定の時刻よりも到着時間が遅れる場合がございます。
何卒ご理解いただけますようお願いいたします。
4. 体調不良等を除き、出発準備等ができない場合には、他のご利用者様の迷惑にもなりますので、長時間お待ちすることはいたしかねます。

<サービス利用時の説明書>

当事業所ではご利用様が快適な生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、ご利用様の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴う事を十分にご理解下さい。

「高齢者の特徴に関して」御確認いただきましたら□にチェックをお願いします。

- ☐ 歩行時の転倒、機械からの転落等による骨折・外傷・頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血がしやすい状態にあります。
- ☐ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ☐ 高齢である事により、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ☐ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当事業所医師の判断で緊急に病院へ搬送を行う事があります。
- ☐ 常時付き添いができない勤務体制の場合もあります。
- ☐ 眠剤や抗精神薬等、服用されている薬の副作用による、転倒のリスクがあります。

この事は、ご自宅でも起こりうる事ですので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、説明でわからない事があれば、遠慮なくお尋ね下さい。

以上の点につきまして、ご理解ご協力をお願いいたします。

デイケアセンターせいらん
管理者 小林 正貴

本人 ・ 保証人 ・ その他（ ）